**令和６年度　大台町高等学校等通学費補助金**

**～　高校生等通学定期購入費用の一部助成【所得制限あり】　～**

　令和元年度より大台町に住所を有する高等学校・高等専門学校・特別支援学校高等部・専修学校高等課程・中等教育学校後期課程に通学する生徒に対し、修学における経済的負担の軽減を図り、将来を担う人材の育成に資することを目的とし、通学、下宿等に要する費用の一部を補助する制度です。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 高等学校・高等専門学校・特別支援学校高等部・専修学校高等課程・中等教育学校後期課程に通学する生徒で、大台町に住所を有する者。　同一生計世帯員（※１）の合計所得金額が、生活保護基準額の２．０以内の者。（※２） |
| 申請方法 | 所定の申請書に必要書類を添付し、大台町教育委員会生涯学習課へ提出してください。（郵送で提出いただくこともできます。）※申請書は、大台町教育委員会生涯学習課にあります。　大台町のホームページからもダウンロードできます。 |
| 補助対象者 | 1. 自宅から通学し、公共交通機関（バス代は除く）の定期乗車券を購入して通学する者。
2. 下宿、寄宿、賃貸住宅を利用する者。
 |
| 補助金額 | 1. 通学定期乗車券購入額の１／２（※３）
2. 自宅から通学した場合に必要となる定期乗車券購入額に相当する額の１／２の額若しくは下宿、寄宿、賃貸住宅に要した費用の１／２の額の低い額とする。
3. ② ともに補助金の上限は月１０，０００円
 |
| 補助対象期間 | 令和６年４月１日～令和７年３月３１日（※４） |
| 添付書類 | １　学生証または在学証明書の写し（年度初回申請時のみ）２　金融機関の通帳の写し（年度初回申請時のみ）（※５）３　定期券の写し又は乗車区間、有効期間、金額及び宛先のある領収書（※６）４　下宿については、下宿に伴う費用がわかる領収書、又は契約書５　同一生計世帯員の住民基本台帳に登録のある住民票（※７）６　同一生計世帯員の所得等を証する書類（※７） |
| 申請時期 | 令和６年４月１日～令和７年３月３１日 |

※１　同一生計世帯員とは、次のいずれかに該当する者をいう。ただし、生計を一にしていない

ことが明らかである場合は、この限りではありません。

　　〇　住民基本台帳上に同一世帯員として編成されている者

　　〇　住民基本台帳上は別世帯であるが、同一世帯員として申請書に記載されている者

　　〇　住民基本台帳上は別世帯であるが、婚姻継続中の父母

　　〇　住民基本台帳上は別世帯であるが、同一敷地内又は隣接する敷地内に住所を有する者

※２　基準の目安

◎下表の基準額未満のご家庭が認定対象となりますが、基準額はあくまで目安であり、人数や年齢、控除額などにより基準額は変わります。

|  |  |
| --- | --- |
| 世帯構成 | 基準額（合計所得金額） |
| ２人世帯（保護者、補助対象者） | 約２７０万円 |
| ３人世帯（保護者2名、補助対象者） | 約３４０万円 |
| ４人世帯（保護者２名、補助対象者、中学生） | 約４６０万円 |
| ５人世帯（保護者２名、補助対象者、中学生、小学生） | 約５５０万円 |

※３　補助金額は、通学定期購入額の１／２で、１００円未満は切捨てます。

※４　高等学校等に在学する期間を限度とし、在学期間を超える有効な定期乗車券については

適用期間を日割りで算出します。

　　　また、年度をまたぐ有効な定期乗車券については、年度ごとの申請及び補助金の交付を行

うこととし、適用期間を日割りで算出します。

※５　２回目以降の申請時、前回と違う口座を希望される方のみ、通帳の写しを添付してください。

※６　申請時に必要となりますので、定期券をコピーして持参ください。

※７　申請時に裏面の「世帯状況・税情報の請求の委任に係る署名欄」に署名をいただいた場合は、添付を省略することができます。

注意事項

* 定期券を紛失し再購入した場合、すでに補助した定期券の期間については補助対象になりません。
* 詳細な内容については、大台町ホームページをご覧ください。また、大台町高等学校等生徒通学費補助金交付要綱、高等学校等生徒通学費補助申請書兼補助金請求書は、大台町ホームページに掲載しています。

問合せ先：大台町教育委員会生涯学習課

 　　TEL：０５９８－８２－３７９１

　　 FAX：０５９８－８２－３１１５